(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画)

国立大学法人北海道教育大学一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、仕事と子育ての両立を 図るための雇用環境の整備,及び,職員全員が働きやすい環境の整備により、すべての職 員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和3年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日までの3年間とする。

2 目標と対策

- 目標 育児支援制度を利用しやすい環境作りに努め、積極的な活用を推進するとともに、 年次有給休暇や特別休暇を取得しやすい環境づくりの促進や、所定時間外労働の削 減等により、職員の仕事と生活の調和を図る。
- (対策) ① 学内グループウェア等を利用することにより, 育児支援制度の職員全員への 周知を徹底する。
 - ② 育児支援制度を利用しやすい職場環境の整備を行う。
 - ③ より計画的に休暇を取得できるような方策を検討し、実施する。
 - ④ 所定時間外労働の実態把握に努め、職員の定時退勤を促進するための方策を 進める
 - ③ 特別休暇について、職員の仕事と生活の調和に資するものについては取得 要件の緩和や取得可能日数の拡充を検討する。